

発第430号  
令和5年7月31日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における  
現金受払用）」等の一部改正について

本行にご提出いただく書面の一部について、押印の廃止や日本銀行業務オンラインでの提出とすることとしたこと等に伴い、下記1.から5.までの細則等をそれぞれ別紙1から別紙5までのとおり一部改正し、本年9月1日から実施することとしましたので、通知します。

—— 改正後の細則等につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

本行にご提出いただく書面の一部に関しては、上記実施日より、原則、日本銀行業務オンラインによる提出といたしますので、本日、日本銀行業務オンラインで通知しております。「日本銀行業務オンラインによる授受対象の発券系統書面一覧表」の制定等について」（令和5年7月31日付発第432号）を併せてご確認願います。

記

1. 「日本銀行が行う現金の受払に関する細則  
（勘定店における現金受払用）」 . . . . . 別紙1
2. 「日本銀行が行う現金の受払に関する細則  
（保管店における現金受払用）」 . . . . . 別紙2
3. 「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」 . . . . . 別紙3
4. 「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」 . . . . . 別紙4
5. 「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する  
細則（市中流通拠点利用先用）」 . . . . . 別紙5

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」中  
一部改正

○ 1. (1) および (2) イ. を横線のとおり改める。

## 1. 基本的な事項

### (1) 用語の定義

イ. }  
フ. } 略（不変）  
ム. }

ウ. 業務オンライン 「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンラインをいいます。

### (2) 届出事項

#### イ. 当初届出事項

取引先は、勘定店において現金受払を行うために大口受払ブースに入室する者の氏名および顔写真を示した「大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）」（書式第1号-1）および「大口受払ブース入室者の顔写真（取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員用）」（書式第1号-2）（以下これらを総称して「大口受払ブース入室者の顔写真」といいます）を勘定店に~~2部~~業務オンラインにより届け出てください。

~~「大口受払ブース入室者の顔写真」は、原版をカラーコピーしたものにより届け出ることができます。ただし、責任者名および責任者印については、1枚ずつ記名押印してください。~~

- 2. (4) を横線のとおり改める。

## 2. 現金の受入

### (4) 事前通知

取引先は、貨幣による当座勘定への入金を行う場合には、前営業日の午後3時30分から午後4時50分までの間で勘定店が別途通知する刻限までに、入金内訳（貨幣・通常貨）または入金内訳（貨幣・記念貨）を勘定店に業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信、郵送または勘定店における手渡し等（以下「ファクシミリオンライン送信等」といいます）の方法により提出してください。その際、入金内訳（貨幣・通常貨）または入金内訳（貨幣・記念貨）には、勘定店からの別途通知に従い、必要に応じて来行予定時刻を付記してください。

なお、提出済の入金内訳（貨幣・通常貨）または入金内訳（貨幣・記念貨）の内容を変更する場合には、速やかにご連絡ください。

- 3. (3) および (5) ハ. を横線のとおり改める。

## 3. 現金の払出

### (3) 事前通知

取引先は、現金による当座勘定からの払戻を行う場合には、前営業日の午後3時30分から午後4時50分までの間で勘定店が別途通知する刻限までに、支払金内訳を~~ファクシミリ~~オンライン送信等の方法により勘定店に通知してください。その際、支払金内訳には、勘定店からの別途通知に従い、必要に応じて来行予定時刻を付記してください。

なお、提出済の支払金内訳の内容を変更する場合には、速やかにご連絡ください。

### (5) 印刷局封の払出

ハ. なお、取引先は、勘定店から通知を受けた印刷局封の払出額をその額の範

圏内で同店管下の他の取引先に融通するか、または日本銀行に返上することができます。この場合、以下の各号の別に当該各号に定める書式を使用し、業務オンラインにより勘定店に通知してください。

- ① } 略（不変）
- ② }

○ 書式第1号-1を横線のとおり改める。

( / )

書式第1号-1

大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）

（取引先名）

（日付）

（責任者）

【①取引先の職員： 番～ 番】

【②取引先から日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け日本銀行から承認済の法人の職員：

（委託先法人名）	番～ 番】
（委託先法人名）	番～ 番】
（委託先法人名）	番～ 番】
（委託先法人名）	番～ 番】

略（不変）

~~（注1）責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。~~

（注21） 複数の先に現金授受事務を委託している場合は、【取引先から日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け日本銀行から承認済の法人の職員】欄について、委託先法人別に番号を記載してください。

（注32） 本書式は、日本銀行ホームページからダウンロードすることができます。

○ 書式第1号-2を横線のとおり改める。

( / )

書式第1号-2

大口受払ブース入室者の顔写真  
(取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員用)

(取引先名) \_\_\_\_\_

(日付) \_\_\_\_\_

(責任者) \_\_\_\_\_ 印

略 (不変)

~~(注1) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。~~

(注2) 本書式は、日本銀行ホームページからダウンロードすることができます。

- 書式第4号中、(注) 2. を横線のとおり改める。

書式第4号

(注) 2. 取引先の印は、当座勘定取引に係る代表者または代理者の届出印責任者の認印を押印してください。

- 書式第5号中、(注) を横線のとおり改める。

書式第5号

(注) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑係る責任者の認印を押捺印してください。

○ 書式第6号を横線のとおり改める。

書式第6号

(日付)

日本銀行〇〇支店  
発券課長

宛て

(取引先)

~~(責任者)~~ \_\_\_\_\_ 印

印刷局封払出額の融通のご連絡

年 月 日付で通知を頂きました 年度における印刷局封払出額につ  
きましては、この度、貴行取引先 に対し、以下の金額を融通する  
こととしましたので、ご連絡致します。

	融通する金額
円券	百万円
円券	百万円

以 上

~~(注) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。~~



○ 書式第7号を横線のとおり改める。

書式第7号

(日付)

日本銀行〇〇支店  
発券課長

宛て

(取引先)

~~(責任者)~~ \_\_\_\_\_ 印

印刷局封払出額の返上のご連絡

年 月 日付で通知頂きました 年度の印刷局封払出額に関して、  
当方では使用しませんので、以下の金額分を返上いたします。

	返上する金額
円券	百万円
円券	百万円

以 上

~~(注) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。~~

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」中  
一部改正

- 第 1 編 1. (1) を横線のとおり改める。

第 1 編 日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用  
＜オンラインによる受払編＞）

### 1. 基本的な事項

#### (1) 用語の定義

- イ. }  
エ. } 略（不変）  
カ. }

ヨ. 業務オンライン 「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用  
規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動  
する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンライン  
をいいます。

- 3. (6) ハ. を横線のとおり改める。

### 3. 現金の払出

#### (6) 印刷局封の払出

ハ. なお、取引先は、勘定店から通知を受けた印刷局封の払出額をその額の範  
囲内で同店管下の他の取引先に融通するか、または日本銀行に返上するこ  
とができます。この場合、以下の各号の別に当該各号に定める書式を使用し、  
業務オンラインにより日本銀行に通知してください。

- ① } 略（不変）  
② }

- 書式第4号中、(注) 2. を横線のとおり改める。

書式第4号

(注) 2. 取引先の印は、当座勘定取引に係る代表者または代理者の届出印責任者の認印を押印してください。

- 書式第5号中、(注) を横線のとおり改める。

書式第5号

(注) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑に係る責任者の認印を押捺印してください。

○ 書式第7号を横線のとおり改める。

書式第7号

(日付)

日本銀行〇〇支店  
発券課長

宛て

(取引先)

~~(責任者)~~ \_\_\_\_\_ 印

印刷局封払出額の融通のご連絡 ( <sup>(注2)</sup> 分)

年 月 日付で通知を頂きました 年度における印刷局封払出額につ  
きましては、この度、貴行取引先 に対し、以下の金額を融通する  
こととしましたので、ご連絡致します。

	融通する金額
円券	百万円
円券	百万円

以 上

~~(注1) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者ま  
たは代理者の印鑑を押捺してください。~~

(注2) 受渡先名を記入してください。

○ 書式第8号を横線のとおり改める。

書式第8号

(日付)

日本銀行〇〇支店  
発券課長

宛て

(取引先)

~~(責任者)~~ \_\_\_\_\_ 印

印刷局封払出額の返上のご連絡 ( <sup>(注2)</sup> 分)

年 月 日付で通知頂きました 年度の印刷局封払出額に関して、  
当方では使用しませんので、以下の金額分を返上いたします。

	返上する金額
円券	百万円
円券	百万円

以 上

~~(注1) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。~~

(注2) 受渡先名を記入してください。

- 第2編 1. (1) を横線のとおり改める。

第2編 日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用  
＜非オンラインによる受払編＞）

1. 基本的な事項

(1) 用語の定義

- イ. }  
 ㍷ } 略（不変）  
カ. }

ヨ. 業務オンライン 「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンラインをいいます。

- 3. (6) ハ. を横線のとおり改める。

3. 現金の払出

(6) 印刷局封の払出

ハ. なお、取引先は、勘定店から通知を受けた印刷局封の払出額をその額の範囲内で同店管下の他の取引先に融通するか、または日本銀行に返上することができます。この場合、以下の各号の別に当該各号に定める書式を使用し、業務オンラインにより日本銀行に通知してください。

- ① }  
② } 略（不変）

- 書式第4号中、(注) 2. を横線のとおり改める。

書式第4号

(注) 2. 取引先の印は、当座勘定取引に係る代表者または代理者の届出印責任者の認印を押印してください。

- 書式第5号中、(注) を横線のとおり改める。

書式第5号

(注) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑係る責任者の認印を押捺印してください。

○ 書式第7号を横線のとおり改める。

書式第7号

(日付)

日本銀行〇〇支店  
発券課長

宛て

(取引先)

~~(責任者)~~ \_\_\_\_\_ 印

印刷局封払出額の融通のご連絡 ( <sup>(注2)</sup> 分)

年 月 日付で通知を頂きました 年度における印刷局封払出額につ  
きましては、この度、貴行取引先 に対し、以下の金額を融通する  
こととしましたので、ご連絡致します。

	融通する金額
円券	百万円
円券	百万円

以 上

~~(注1) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者ま  
たは代理者の印鑑を押捺してください。~~

(注2) 受渡先名を記入してください。



○ 書式第8号を横線のとおり改める。

書式第8号

(日付)

日本銀行〇〇支店  
発券課長 宛て

(取引先)

~~(責任者)~~ \_\_\_\_\_ 印

印刷局封払出額の返上のご連絡 ( <sup>(注2)</sup> 分)

年 月 日付で通知頂きました 年度の印刷局封払出額に関して、  
当方では使用しませんので、以下の金額分を返上いたします。

	返上する金額
円券	百万円
円券	百万円

以 上

~~(注1) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。~~

(注2) 受渡先名を記入してください。

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

- 第1編 1. (1) を横線のとおり改める。

第1編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則<オンラインによる受払編>

1. 基本的な事項

(1) 用語の定義

イ. }  
 ㍷ } 略(不変)  
 ㍹ }

㍹. 業務オンライン 「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンラインをいいます。

- 2. (1) ロ. を横線のとおり改める。

2. 受直送または直送払を受けるための届出等

(1) 届出事項

ロ. 届出事項の変更時の取扱

イ. により届け出た事項に変更が生じる場合には、事前に変更後の書式をあらためて届け出てください。また、直送場所の廃止を希望する場合には、事前に「直送場所廃止届」(書式適宜第7号)を業務オンラインにより、勘定店に届け出てください。

○ 書式第6号の次に次の書式第7号を加える。

書式第7号

(日 付)

日本銀行〇〇支店 御中

(当座勘定取引先)

(責任者)<sup>(注1)</sup>

直送場所廃止届

下記の場所につき令和 年 月 日限りで日本銀行が行う受直送または直送  
払の直送場所として廃止を希望します。

記

(名 称)<sup>(注2)</sup>

(所在地)<sup>(注3)</sup>

以 上

(注1) 責任者欄には、代表者の役職名および氏名を記入してください。

(注2) 「〇〇銀行××支店」、「〇〇社××事業所」等と記入してください。

(注3) 取引先の営業所等または委託業者の事業所等の住所を記入してください。

- 第2編 1. (1) を横線のとおり改める。

第2編 日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則<非オンラインによる受払編>

1. 基本的な事項

(1) 用語の定義

- イ. }  
フ. } 略(不変)  
ヲ. }

ワ. 業務オンライン 「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンラインをいいます。

- 2. (1) を横線のとおり改める。

2. 受直送または直送払を受けるための届出等

(1) 届出事項の変更時の取扱

取引先は、当初届出事項として届け出た事項に変更が生じる場合には、事前に以下の書式により変更内容をあらためて届け出てください。また、直送場所の廃止を希望する場合には、事前に「直送場所廃止届」(書式適宜第9号)を業務オンラインにより、勘定店に届け出てください。

- ① }  
② } 略(不変)

○ 書式第8号の次に次の書式第9号を加える。

書式第9号

(日 付)

日本銀行〇〇支店 御中

(当座勘定取引先)

(責任者)<sup>(注1)</sup>

直送場所廃止届

下記の場所につき令和 年 月 日限りで日本銀行が行う受直送または直送  
払の直送場所として廃止を希望します。

記

(名 称)<sup>(注2)</sup>

(所在地)<sup>(注3)</sup>

以 上

(注1) 責任者欄には、代表者の役職名および氏名を記入してください。

(注2) 「〇〇銀行××支店」、「〇〇社××事業所」等と記入してください。

(注3) 取引先の営業所等または委託業者の事業所等の住所を記入してください。

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」中一部改正

- 6. (1) および (2) を横線のとおり改める。

6. 引換手続


(1) 当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する取引先は、予め「引換代り金の交付方法に関する依頼書」(書式第1号-1)または「引換代り金の交付方法を代理人に選択させる件」(書式第1号-2。代理人たる別法人が、取引先に代わり損傷現金の引換依頼を行う場合)を日本銀行業務オンライン(「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンライン。以下「業務オンライン」といいます。)により提出してください。

(2) 損傷現金の引換依頼を行う取引先は、「引換依頼書」(現金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号-1、当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号-2)の表面を業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信する等の方法により、事前に日本銀行にご連絡ください。

- 8. (1) を横線のとおり改める。

8. 偽造または変造の疑いがあるものの取扱

(1) できる限り、鑑定依頼を行う旨を、「鑑定申込書」(書式第4号)を業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信する等の方法により日本銀行に事前にご連絡ください。

- 書式第1号-1および書式第1号-2中、を削る。

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則  
(市中流通拠点利用先用)」 中一部改正

- 1. (1) を横線のとおり改める。

1. 基本的な事項

(1) 用語の定義

イ. }  
 ㍻ } 略 (不変)  
ホ. }

へ. 業務オンライン 「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンラインをいいます。

- 2. (2) および (3) イ. を横線のとおり改める。

2. 利用承認等

(2) 届出事項

利用先は、日本銀行との連絡に必要な連絡責任者およびその代理者の氏名、電話番号ならびにファクシミリ番号をについて記載した「連絡責任者等届」(書式第2号) を業務オンラインにより勘定店に届け出てください。また、届け出た内容に変更が生じる場合には、事前に同書式により届け出てください。

(3) 利用承認の取消し

イ. 利用先からの申出による利用承認の取消し

利用先は、利用承認の取消しを希望する場合には、当該取消しを希望する日の2か月前までに勘定店に対し、適宜の書面「利用終了に関する申出書」(書式第6号)を業務オンラインによりその旨を届け申し出てください。

- 3. (1)、(2) および (4) ロ. (イ) ①を横線のとおり改める。

3. 貨幣の受払

(1) 受払希望量等の連絡

イ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表(月次・速報)」の提出

利用先は、貨幣の受払を希望する月の受払希望量の見込みを「市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表(月次・速報)」(書式第3号)に記載し、前々月の最終営業日の午後4時までに業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信、郵送または勘定店における手渡し等(以下「~~ファクシミリ~~オンライン送信等」といいます。)により勘定店に提出してください。

ロ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表(週次)」の提出

利用先は、貨幣の受払を希望する週の受払希望量を「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表(週次)」(書式第4号)に記載し、前週の月曜日(休業日の場合はその前営業日。)の正午までにファクシミリオンライン送信等により勘定店に提出してください。

なお、日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表(週次)」の内容について、提出期限後の変更を一切受け付けません。



(2) 貨幣の受払等に関する日本銀行からの通知

日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」に記載された利用先からの受払希望量等を踏まえ、市中流通拠点において利用先と日本銀行との間で受払を行う日、貨種および数量ならびに他の利用先との間で融通を行う貨種および数量について、前週火曜日（休業日の場合はその翌営業日。）の午前10時までに、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」（書式第5号）をファクシミリオンライン送信等により利用先に通知します。

(4) 貨幣の受払

ロ. 貨幣の払出

(イ) 利用先による日本銀行等への事前通知

- ① 利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容に従って、起票した当座勘定払戻確認情報記入票をファクシミリオンライン送信等により払出日の前営業日の午後4時30分までに、勘定店に提出してください。

○ 書式第2号を横線のとおり改める。

書式第2号

(日付)

日本銀行 殿<sup>注1</sup>

(利用先名)

~~(代表者名)~~ \_\_\_\_\_ 印<sup>注2</sup>

連絡責任者等届

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を \_\_\_\_\_<sup>注32</sup>で行うに当たって  
の当方の連絡責任者等を次のとおり届け出ます<sup>注43</sup>。

連絡責任者 (職名・氏名)	
連絡責任者代理者 (職名・氏名) <sup>注54</sup>	
電話番号	
ファクシミリ番号	

注1 勘定店が本店の場合は「発券局長」、大阪支店の場合は「大阪支店長」と記載してください。

~~注2 当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の役職および氏名を記載のうえ、届出印を押印してください。~~

注32 貨幣の受払を行う市中流通拠点名を記入してください。

注43 一部変更の場合、変更のない事項を含め全て記載してください。

注54 代理者の行は人数に応じて適宜増やしてください。

- 書式第5号中、注2を横線のとおり改める。

書式第5号

注2 市中流通拠点での払出日の前営業日の午後4時30分までに「当座勘定払戻確認情報記入票」を~~ファクシミリ~~オンライン送信等により勘定店に提出してください。

- 書式第 5 号の次に次の書式第 6 号を加える。

書式第 6 号

(日付)

日本銀行 \_\_\_\_\_ 殿<sup>注1</sup>

(取引先名)

(代表者名)<sup>注2</sup>

### 利用終了に関する申出書

当方は、貴行 \_\_\_\_\_<sup>注3</sup>との当座勘定取引に伴う貨幣の受払について、  
\_\_\_\_\_<sup>注4</sup>の利用を終了したいと存じますので、 \_\_\_\_\_ 年 月 日<sup>注5</sup>をも  
って、利用承認を取消していただきたく、申し出ます。

以 上

注 1 勘定店が本店の場合は「発券局長」、大阪支店の場合は「大阪支店長」と記載してください。

注 2 代表者の役職名および氏名を記載してください。

注 3 勘定店が本店の場合は「本店」、大阪支店の場合は「大阪支店」と記載してください。

注 4 利用を終了する市中流通拠点名を記載してください。

注 5 利用終了希望日を記載してください。